

## 第30期目録委員会記録 No.2

### 第2回委員会

日時：2005年5月14日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，白石，平田，古川，増井，茂出木，横山

<事務局>磯部

#### [配付資料]

- 1．第2章図書 [案] (30ページ-A4, 増井委員)
- 2．第3章書写資料 [案] (13ページ-A4, 増井委員)
- 3．用語解説 [案] (3ページ-A4, 増井委員)
- 4．第2、3章、用語解説についての4月委員会以降のご意見 (2ページ-A4, 増井委員)
- 5．個人情報に関わる日本目録規則 (NCR) の対応について (案) (1ページ-A4, 永田委員長)
- 6．AACR3第 部草案の概要と批判文献の要約 (4ページ-A4, 古川委員)
- 7．AACR3、AACR2、NCR1987R2比較表 (A1.0～A1.3) (7ページ-A4, 平田委員)
- 8．AACR3 draftセッションA A1.7-A1.11の概観 (未完) (1ページ-A4, 白石委員)
- 9．第30期第1回目録委員会記録 (2ページ-A4, 事務局)

#### [検討事項]

- 1．第2章案、第3章案及び用語解説案について  
増井委員から、資料1～4について説明があり、討議が行われた。
  - ・ 2.0 通則 「(写本, 手稿等は除く)」は直前の「漢籍」にしかかかっていないように読めるので、誤解を防ぐために「(ともに写本, 手稿等は除く)」と訂正する。
  - ・ 3章で「江戸時代まで」、「明治以降」という表現が並んでいるが、江戸時代については、個々の年号で区切られた期間をこえた大きいものであり、明治については、年号であることから「明治時代以降」という表現はとらず、現状のままとする。
  - ・ 3.2.1.1 版表示とするものの範囲 「資料中の版に関する語句は」以降の文章を削除する。併せて、2.2.1.1 D (古) には、資料中の版に関する語句の記録について「原則として」の語句を追加する。
- 2．今後のスケジュールについて  
第2章、第3章及び用語解説について、今回の検討を反映したものを最終版とする。これまでご意見を下さった方へは、委員長名で今回の改訂で検討しなかった部分についての説明を添えて、改めて返答する。

### 3．個人情報に関わる日本目録規則の対応について

永田委員長から、資料5について説明があり、討議が行われた。

- ・ 本人の承諾を得て目録に使う場合、同姓同名を識別するために、職業等を付記事項に使うのは、目録を作成するという本来の目的内の使用にはならないのか。
- ・ 例えば、ヨミが不明な場合、参考資料など公刊物から情報を採ることは問題ないが、住民基本台帳や自館の利用者登録データから情報を採るといった行為は目的外の使用であろう。
- ・ JAPAN / MARC等のMARCデータは、各図書館で購入しているか否かによらず公刊された資料とみなせるか。
- ・ 生年の付記はプライバシーの観点から問題の提起があったが、個人情報で問題にされているのは、生年の付記だけではなく目録そのものである。そもそも目録は著者を特定し、永久にデータを保持することを目的にしており、個人情報保護法とは正反対のところにあるので、個人情報保護の観点と目録作業では相容れない部分が多いのではないかと。
- ・ 推測で著者名のヨミをつけることができず、ヨミがないレコードを作成することは、データベース構築としても検索にも相当な支障をきたしてしまうのではないかと。
- ・ この問題で目録データの保持を諦めると、欠損したデータを補足できず、後々になって取り返しがつかない事態になることも懸念される。
- ・ データを持つことと組織内での業務利用は問題ないようなので、OPACなど表示の問題ではないかと。しかし、同姓同名者が表示上区別できないと、使い勝手の悪いシステムになってしまう。
- ・ OPACの表示項目から個人情報に相当する部分は、表示させないようにする必要があるだろう。
- ・ 著者名典拠以外にも人名件名も個人情報として問題の対象になるだろう。
- ・ 既存データから、本人の承諾を得てないデータを抽出することは実際無理なので、全てのデータを出さないという方法しかない。
- ・ 著者を見分けるために、初出の資料を付記することは公刊の資料からの転記なので許されるのではないかと。ただし、著者本人からこの資料名では困るというクレームが付くことも予想される。
- ・ 公開していないつもりでも典拠レコードがOpen URL等で表示可能なシステムは問題となるだろう。
- ・ 法律家の間では、図書館の目録は個人情報のそのものであると認識されているようだ。データベースのみならず、カード目録も冊子体目録も対象である。
- ・ 以上の討議を踏まえ、委員会から出す文書については永田委員長が再度案を提示する。なお、この件に関してNCRの改訂は行わない。

### 4．AACR3について

古川委員から資料6に沿ってAACR3第 部草案の概要について、平田委員から資料7について、白石委員から資料8について説明があり、討議が行われた。

担当が決まっていなかったセクションBとセクションCについては、原井委員と横山委員の分担とし、次回委員会でセクションAとの関係も含めて検討することとなった。

- ・ A1とA2、A3は、この表示では対等な関係だが、A1は通則と理解し、A2、A3は刊行形態別の各則と理解すると分かりやすいようだ。
- ・ 資料種別を内容の表現手段 ( content ) と媒体 ( medium ) に分けてそれぞれの側面から対象資料をとらえることを基本としているが、現場での目録作業ではあちこちの章を参照することになり、手間がかかりそうな印象がある。
- ・ 再度、逐次刊行物と更新資料は別の章立てになるのか。
- ・ contentの”sound”とmediumの”audio”をどう区分して日本語に置き換えるべきか、実態がつかみづらい。
- ・ AACR2では電子資料の主情報源は資料全体をとっているが、AACR3では、電子資料という区分ではなく、個々の資料によって、A2以降の該当部分を適用していくということになるようだ。
- ・ A1.0A1. Focus for the description( 記述のためのフォーカス )は、上位規程がA1.0A. Sources of information ( 情報源 ) なので、情報源を考えるための前提条件として、記述対象資料のどこにフォーカスをあてるかということを規定している条項と考えるのが妥当ではないか。同時に、どういう記述を作るかという側面で資料を分けている条項でもあるようだ。
- ・ 草案に対するJSC構成団体の意見の中でも、Focus for the descriptionは、Basis of the descriptionなどに改めるべきだという批判が既に出ている。いずれにせよ、とらえ方が難しい条項であり、この部分の整理と理解が重要であろう。
- ・ contentの”mixed content”とmediumの”multimedia”の違いはなにか。
- ・ 媒体として複合しているもの、例えばキットが”multimedia”であり、一般的に日本語でマルチメディアと呼ばれている音声や画像や動画などが複合している資料が”mixed content”なのではないか。
- ・ 実際の資料では、コンテンツ ( content ) の中でも複合があり、また媒体 ( medium ) の中でも複合がある。
- ・ mediumの”film”と”projected”の違いもわかりづらい。
- ・ 書写資料は、B1Textの文字資料としか表現できないのではないか。セクションCでは、C1のPrint and graphic mediaの中にC1.5B2.5 Manuscriptsが規定されているが、少し奇異な印象を受ける。
- ・ 全体の構成は、実際に使うには非常に複雑になったという第一印象がある。

次回以降の委員会の予定

6月11日 ( 土 )

7月16日 ( 土 )

以上